特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	京都府私立中学校等修学支援金の交付に関する事務 【令和4年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、京都府奨学のための給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシ一等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称 京都府私立中学校等修学支援金の交付に関する事務					
②事務の概要	私立の中学校等に通う低所得世帯に属する児童生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、京都府私立中学校等修学支援金の受給資格の認定申請に係る事実についての審査 令和3年度をもって事業終了				
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

京都府私立中学校等修学支援金交付事務ファイル

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「法」という。)第9条第2項、法別表第1の91の項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例という。)別表第1の10の項

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・法第19条第9号、法別表第1の81の項・条例別表第1の10の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府文化スポーツ部文教課
②所属長の役職名	京都府文化スポーツ部文教課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	京都府文化スポーツ部文教課
建桁 无	郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和3年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価:		重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除ぐ	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[0]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム:	を通じた提供		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・唇	外					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 42	法第19条第8号	法第19条第9号	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和3年11月1日	I 5②	文教課長 岡部 武	京都府文化スポーツ部文教課長	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 8		京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-45 16	事後	評価書見直しに係る修正
令和5年1月4日	表紙	京都府私立中学校等修学支援金の交付に関す る事務 「令和4年3月31日終了」		事後	
令和5年1月4日	I 1@	私立の中学校等に通う低所得世帯に属する児 童生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図る ことを目的宇として、京都私立中学校等修学支 援金の受給資格の認定申請に係る事実につい ての審査	済的負担の軽減を図る = 生生症の教育に係る検済的負担の軽減を図る = とを目的字として、京都私立中学校等修学支 伝のアンジャの第9中時に係る東京について		
令和5年1月4日	II 1	いつ時点の計数か 平成29年12月1日時点	いつ時点の計数か 令和3年12月1日時点	事後	
令和5年1月4日	II 2	いつ時点の計数か 平成29年12月1日時点	いつ時点の計数か 令和3年12月1日時点	事後	